

平成 23 年度

事業計画

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

社団法人全国老人保健施設協会

平成 23 年度事業計画
(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

〔総則〕

全国の介護老人保健施設(以下、老健施設)の一致協力によって、高齢者等が自立した生活ができる地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る調査研究等を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的として各種事業を実施し、平成 23 年度中の公益社団法人への移行に備える。

本年度は、平成 24 年度の介護報酬・診療報酬同時改定を見据え、老健施設の多様な機能の向上及び施設の安定経営に資する情報提供等を含めた各種研修事業を実施し、サービスの質の向上を図るための認定資格制度の運営を行う他、老健施設がこれまで堅持し続けてきた理念と役割を踏まえた上で、老健施設における医療の在り方を検討するとともに、新しいケアマネジメント手法(R 4 システム)の周知・啓発方法等について検討を行う。

これらの事業に加え、老健施設の運営及び経営に資する迅速・的確な情報伝達のため、広報関連事業を幅広く展開し、老健施設の結束強化を図るなど、老健施設がケアの質の向上を図り、その役割を果たし、老健施設を利用する高齢者等の福祉の増進に寄与できるよう、関係機関との調整と協議を積極的に展開し、以下の諸事業を多角的に展開していく。

1 会議

(1)総会

① 通常総会は、定款第 24 条第 1 項の規定に基づき、年 1 回開催する。
開催の時期は、6 月とする。

② 臨時総会は、定款第 24 条第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(2)代議員会

① 通常代議員会は、定款第 30 条の 5 第 1 項の規定に基づき、年 2 回開催する。開催の時期及び回数は、6 月に 1 回、2 月に 1 回とする。

② 臨時代議員会は、定款第 30 条の 5 第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(3)理事会

① 通常理事会は、定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、年 2 回開催する。開催の時期及び回数は、6 月に 1 回、2 月に 1 回とする。

② 臨時理事会は、定款第 33 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

(4)支部長会

支部長会は、必要に応じ開催し、各支部で集約された要望や意見等について意見交換を行うほか、介護保険制度等の国及び自治体の動向についての情報交換を行う。

(5)正副会長会

正副会長会は、定例的に開催し、緊急に対処すべき課題及び事業計画の執行についての検討を行うとともに、必要に応じ顧問、ブロック長の参画を求め広く意見交換を行う。

(6)常務理事会

常務理事会は、定例的に開催し、各委員会活動等の内容を協議し、事業計画の執行についての詳細等について検討を行う。

(7)支部事務担当者会

支部活動や各支部の要望・意見等の意見交換を行い、協会本部と支部事務局との連絡を密にし、事業の運営に生かすことを目的として開催する。

(8)常設委員会及び特別委員会

各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

2 第 22 回全国介護老人保健施設大会

(1)開催地 岩手県盛岡市

(2)実施時期 平成 23 年 7 月 27 日(水)～7 月 29 日(金)

(3)運営 社団法人全国老人保健施設協会岩手県支部

(4)大会会長 木川田 典彌(岩手県支部長)

(5)対象者 第 21 回大会参加対象者の範囲に準ずる。

(6)大会テーマ イーハトープ（理想郷）へのかけ橋、老健
～超高齢社会のケア～

(7)会場 盛岡市民文化ホール(マリオス)、いわて県民情報交流センター(アイーナ)、ホテルメトロポリタン盛岡 他

(8)発表演題数 1,100 題(ポスターセッションを含む)

(9)参加予定人員 4,500 人

(10)後援予定 厚生労働省、岩手県、盛岡市、社団法人日本医師会、社会福祉法人全国社会福祉協議会等

(11)研修会・セミナー等

- ① 開催地 岩手県盛岡市
- ② 対象者 老健施設職員等を対象とする。
- ③ 参加予定人員 700人
- ④ 研修内容等 改めて開催案内等に掲載する。

(12)第5回社団法人全国老人保健施設協会医療研究会

- ① 開催地 岩手県盛岡市
- ② 実施時期 平成23年7月27日(水)
- ③ 研究会会長 漆原 彰(研究会会長)
- ④ 対象者 原則として研究会会員を対象とする。
- ⑤ 参加予定人員 200人
- ⑥ 研究会内容 改めて開催案内に掲載する。

3 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上をはかり利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、理念教育・専門性の向上・スタッフのスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を以下のとおり実施する。

(1)職員基礎研修事業

老健施設の理念を中心に、職員として必須の基礎的知識の修得を目的とする、実務経験2年未満の老健施設職員等を対象とした各職種合同の研修会を、全国で4回実施する。(中堅職員研修会・ケアマネジメント実践講座と同時開催)

(2)実地研修事業

実技修得を中心とする研修を2コース設定し、本協会が指定した施設において実施する。

- ・ Aコース(基礎実技修得コース)原則、老健勤務1年以上の職員対象
- ・ Bコース(専門実技修得コース)原則、老健勤務2年以上の職員対象

(3)管理者(職)研修事業(独立行政法人福祉医療機構と共催予定)

独立行政法人福祉医療機構の協力を得て、老健施設の基本理念、管理者としての基礎知識、融資及び行政の動向等について、老健施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

(4)中堅職員研修事業

老健施設における中堅クラスの職員としてのスキルアップを目的に、

実務経験 5 年程度の老健施設職員等を対象とした講義形式とグループワーク形式の研修会を、全国で 4 回実施する。(職員基礎研修会・ケアマネジメント実践講座と同時開催)

(5)ケアマネジメント実践講座

老健施設職員がケアマネジメントの一環として、高齢者ケアプランの意義と役割を理解し、老健施設の機能に特化した「新全老健版ケアマネジメント方式～R 4 システム～」を活用したケアプランの策定と評価に必要な視点・知識・技術を修得することを目的とした研修会を、全国で 5 回実施する。(内 4 回は職員基礎研修会・中堅職員研修会と同時開催)

(6)リハビリテーション研修事業

老健施設におけるリハビリテーションについて、介護報酬改定関係の最新情報や、実務者として必要な知識を修得することを目的とした研修会を実施する。

(7)医師研修事業

老健施設における医師の役割や医療の実際等について理解を深めることを目的に、老健施設の医師を対象とした研修会を実施する。

(8)認知症ケア研修事業

- ① 平成 18 年 4 月に創設された「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」の算定要件となる「認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修」として老健施設の医師を対象とし、東日本と西日本で各 1 回実施する。
- ② 認知症高齢者に対するケア、リハビリテーションについて理解を深めることを目的とした職員研修会を別途実施する。

(9)看護職員研修事業

老健施設のチームケアの中で看護職員が果たすべき役割等についての理解を深めることを目的とした、看護職員を対象とした研修会を実施する。

(10)施設内感染症防止対策研修事業

施設内における感染症の集団発生防止について必要な知識を修得し、施設における万全な体制を整備すること等を目的とした、老健施設職員等を対象とした研修会を実施する。

(11)通所リハビリテーション研修事業

在宅生活を支援することを目的に老健施設に通所リハビリテーション

事業所が併設されることから、老健施設における通所リハビリテーションの役割や連携等について理解を深めることを目的とした、通所リハビリテーション職員等を対象とした研修会を、東日本と西日本で各 1 回実施する。

(12)老健施設経営セミナー事業(独立行政法人福祉医療機構との共催予定)

老健施設の基本理念の周知徹底及び本協会活動の周知を目的として、独立行政法人福祉医療機構の実施する「介護老人保健施設経営セミナー」を共催する。

(13)シンポジウム事業

老健施設の課題や高齢者介護に関するタイムリーな話題等で、老健施設関係者のみならず、広く国民に周知・啓発すべきことについて、シンポジウム等を開催する。

4 制度対策事業

今後の国会での審議が見込まれる改正介護保険法、ならびに平成 24 年度からの第 5 期介護保険事業計画に向けた事項について、社会保障審議会資料等を中心に介護保険制度に関する最新情報等をホームページ等で随時発信し、老健施設の運営に資する。

また、平成 24 年度介護報酬・診療報酬同時改定に向けた実態調査等の実施により課題を把握し、対策を検討するとともに新たな提言を行なうことについて検討する。

5 認定資格制度事業

(1)認知症ケア研修(医師対象)事業

「3 教育事業 (8)認知症ケア研修事業①」を実施する。

(2)リスクマネジャー資格認定事業

① リスクマネジャー養成講座を東西 2 会場で実施する。

② リスクマネジャー受験支援のため、インターネット環境を利用した模擬試験を実施する。

③ リスクマネジャー資格認定のための試験を実施する。

この他、老健施設のサービスの質の向上を図るための各種認定資格制度の創設や事業を円滑に運用するため、企画・検討等を行う。

6 調査研究事業

(1)介護保険制度と老健施設のあり方に関する調査研究事業

老健施設が地域の社会資源としてその役割・機能を十二分に発揮するための方策を検討するため、老健施設のあり方・課題等について各種調査研究を行う。

(2)老健施設利用者の個別特性に関する調査研究事業

老健施設利用者の個別ニーズに対応した適切なケアに資するため、利用者の個別特性や状態像の変化等に関する調査研究を行う。

(3)認知症短期集中リハビリテーションに関する調査研究事業

老健施設の実績が評価され、平成 18 年に創設された認知症短期集中リハビリテーションについて、より効果的な提供方法等について検証するための調査研究を行う。

(4)その他

感染症対策等について、必要に応じて諸調査を実施する。

7 広報出版事業

(1)機関誌『老健』出版事業

機関誌『老健』を年 12 回定期刊行し、会員施設及び行政・関係団体に送付する他、購読を希望する者に頒布する。また、機関誌『老健』バックナンバーの保存管理と検索データの作成を目的として、PDF 等を利用したデジタル化に取り組む。

(2) I T を利用した広報活動

メールマガジン〈e-roken〉の配信やニューズペーパーの掲載等によるホームページの拡充によって、本協会の活動報告や行政の動向等の各種最新情報を迅速に提供し、老健施設の結束強化を図るとともに、広く国民に向けて老健施設や本協会に関する広報を行う。

(3)その他

『介護白書』の出版、「協会の概要」パンフレットおよび同英文パンフレットの改訂等について必要に応じて検討する。また、施設運営に関連する情報提供を目的とした施設関係者向けリーフレット作成等を必要に応じて行う。

8 I T 関連事業

上記「7 広報出版事業 (2) I T を利用した広報活動」の他、広報出版事

業の遂行に資するため、電子媒体の特性を活かした情報伝達を推進する。

なお、電子情報の活用状況を俯瞰し、必要に応じて環境整備等について検討する。

9 老健施設人材確保・育成対策事業

老健施設の人材確保に資するため、求人サイト(ホームページ及び携帯)運営及び求人パンフレット等作成し、老健施設の周知に努める。この他、人材確保・育成問題について資する諸事業を推進する。

10 安全推進対策事業

老健施設における安全対策状況を調査、分析し、安全推進対策を検討、実施するとともに、年 2 回春と秋に安全推進月間を設定し、老健施設における安全推進対策について啓発・普及を図る。

また、老健施設職員等を対象とした安全推進セミナーを開催する。

11 常設委員会事業

(1)総務・企画委員会

事業計画・事業報告案、予算・決算案の検討、諸規程の見直しなど本協会組織の基本的な運営のあり方についてなど、公益社団法人への移行に備えるとともに、税制等要望事項の検討や関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。

この他、全国大会のあり方等の検討、国や関係機関からの補助金等の検討を行う他、「7 広報出版事業」、「8 IT関連事業」及び「9 老健施設人材確保・育成対策事業」を実施する。

なお、当面の間、老健医療研究会のあり方を検討する老健医療研究会幹事会を所掌する。

(2)管理運営委員会

「新全老健版ケアマネジメント方式～R4システム～」の周知・啓発方法等についての検討を行う他、老健施設における医療の範囲や、老健施設における管理医師等の生涯教育システムについて検討を行なう。

また、リスクマネジャーの養成を推進するための「5 認定資格制度事業 (2)リスクマネジャー資格認定事業」や「10 安全推進対策事業」を実施する。

(3)研修委員会

「2 第22回全国介護老人保健施設大会（11）研修会・セミナー」及び「3 教育事業」に掲げた各種研修会等を実施すると同時に、参加者のニーズに沿った研修実施方法及びカリキュラムに関する検討を行う。

(4)学術委員会

老健施設に関する保健・医療・福祉の各領域に関する調査・研究（医療、リハビリテーション、認知症、感染症対策等）を会員施設の協力を得て実施するほか、老健施設の質の向上および老健施設職員のキャリアアップに資するための教材作成等について検討する。

(5)社会保障制度・報酬委員会

「4 制度対策事業」に資するため、第5期介護保険事業計画ならびに平成24年度介護報酬・診療報酬同時改定を念頭に、以下の活動を行う。（必要に応じ他委員会等と連携）

- ① 介護保険制度等に関連する最新情報の提供
- ② 介護保険制度等に関連する研修会等の企画・開催（研修委員会と連携）
- ③ 介護報酬改定前後の老健施設の施設運営及び施設経営実態等の把握を目的とした各種調査の実施
- ④ 平成24年度の介護報酬・診療報酬同時改定に向けた要望等のとりまとめ
- ⑤ 介護保険制度を含む社会保障制度に関するあり方の検討、根拠データの収集・分析について検討

その他、介護保険制度等に関連する問題点・課題、要望等に関する検討を適宜行う。

(6)表彰・倫理(訓告)委員会

表彰規程に定める、会長表彰及び大臣表彰に関する審査を行う。

(7)学術倫理委員会

学術倫理審査規則に定める、臨床研究・疫学研究等に関する審査を行う。なお、常設委員会では、必要に応じ部会を設置する。

12 特別委員会事業

緊急に検討すべき事項や常設委員会では対処が難しい事項、多角的に検討すべき事項等に関しては、必要に応じ特別委員会を設置して対処する。

13 高齢者ケア懇話会

老健施設が国民に正しく理解され、また地域の社会資源として適切に利用されるため、広く学識経験者・マスコミ関係者等の参集を求め、老健施設及び本協会の活動についての意見を頂戴し、これを本協会の活動に生かすことを目的として、関係団体・マスコミ及び有識者等との懇話会を開催する。